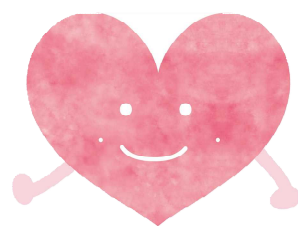


令和6年度 人権教育総合推進地域事業

自他共に認め合い、自己肯定感を高める人権教育の推進
～学校・家庭・地域の連携を通して～



さくら市教育委員会 生涯学習課

令和6年度、さくら市では人権教育に関する様々な取り組みを行いました。

表紙の写真はその取り組みの一例で、笑いをとおして人権を考える「人権落語&講演会」や、小学校での「生命（いのち）の安全教育」、中学校での「クラスの人権宣言の掲示」の様子です。



ご あ い さ つ



さくら市教育委員会

教育長 橋 本 啓 二

令和 5 年度から文部科学省及び栃木県教育委員会より委託を受け、2 年間にわたり、学校・家庭・地域が一体となって人権教育を推進する「人権教育総合推進地域事業」に取り組んできました。

2 年目の今年度は、地域の特徴と昨年の反省点を活かし、1 年目の知識・理解を深めることから、理解・行動へとステップアップできるよう、様々な手法を用いて学校・家庭・地域にアプローチしてまいりました。

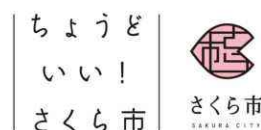
この研究を通して見えてきたことは、人権課題はすべてのことに関わっており、とても身近で我々の生活と切り離すことのできない課題であるということです。例えば、コロナ禍の頃を思い起こしてみると、自分と異なるもの、未知のものに対し、身構えてしまったり、ときに攻撃をしてしまったりすることは、自分の身を守るための本能と言えるかもしれません。しかし、人は感情を持ち理性を持っています。だからこそ「人権」があるのだと思います。未知のことを学び、お互いをよく理解しあうことが、互いを認め合う第一歩につながります。

「シビックプライド」という言葉があります。「地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、そして地域社会に貢献する意識」を意味します。「自分がいる場所をより良い場所にするために、自分自身が関わり当事者意識を持つこと」これは人権教育にも通ずるところがあり、何事も自分ごととして捉え、自分たちで居心地の良い住みよい社会をつくっていくことにつながります。

人権教育を推進する上で、学校・家庭・地域が連携していくことは必要不可欠です。いかなる場面においても、お互いを認め合うこと、そして「地域に開かれた学校」から「地域と共にある学校」へ、この研究を遺産として、今後もしっかりつなげていきたいと思います。

今回の研究では、喜連川中学校区を中心に取り組みました。本書は 2 年間の研究の歩み、成果、課題などをまとめました。つたない内容ではありますが、ご高覧いただければ幸いです。

結びに、本事業の推進にあたってこれまでご協力いただきました、関係機関の皆様、また、人権教育推進地域の皆様ならびに推進地域協力校の教職員および保護者の皆様に心より感謝申し上げます、あいさつといたします。



★ 目 次 ★

第1章 事業の概要

1 調査研究のテーマ・目的	1
2 調査研究の体制等	2
3 調査研究の内容等	3

第2章 研究の実際

1 学校教育における取組	7
2 社会教育における取組	9
3 多様な主体との連携・協働	11

第3章 研究協力校の取組

1 さくら市立喜連川中学校の取組	13
2 さくら市立喜連川小学校の取組	15

第4章 成果と課題

1 人権に関するアンケート結果	17
2 人権研修の振り返りより	20
3 研究の成果と課題	21

第5章 資料

- 資料1 令和6年度人権教育研究推進地域・指定校
- 資料2 視察研修報告(ハンセン病資料館・多磨全生園)
- 資料3 教職員の人権感覚チェックシート
- 資料4 人権だより(第1～5号)

第 1 章

事業の概要



1. 調査研究のテーマ・目的

(1) 調査研究のテーマ

自他共に認め合い、自己肯定感を高める人権教育の推進
～学校・家庭・地域の連携を通して～

(2) 調査研究のテーマを設定した目的

本県が定める栃木県人権教育基本方針に基づき、地域の実態を踏まえ、人権尊重の精神の涵養を育む教育の充実を目的として、上記調査研究のテーマを設定した。詳細については、以下のとおりである。

さくら市においては、人権教育を人づくりに資する基盤の教育として位置付け、学校教育と社会教育において、一人一人の人権が尊重されるまちづくりに寄与するような様々な教育活動を進めている。令和5年度は「人権教育総合推進地域事業」の指定地域として、学校・家庭・地域が連携した様々な取組を進め、一定の成果が見られた。今後、人権教育を通じて培われるべき資質・能力である自己肯定感に関して、さらに高めるための取組が必要であることが見えてきた。

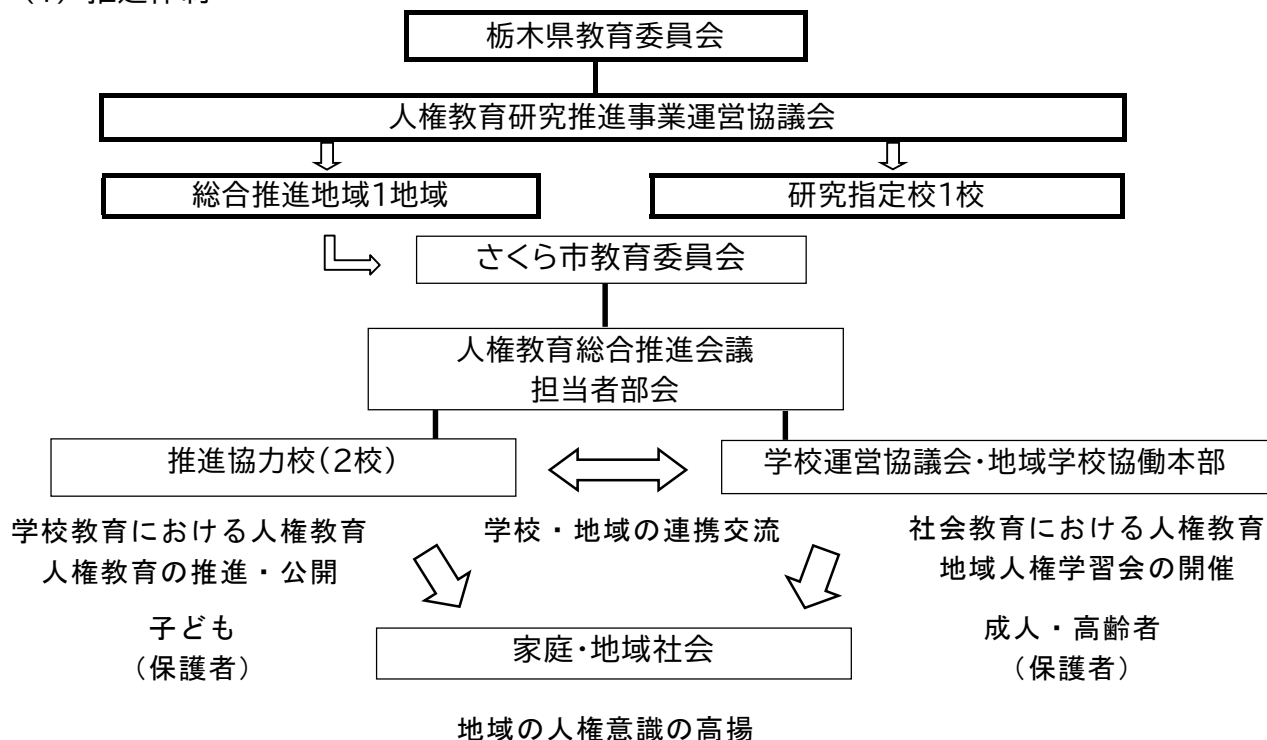
そこで、これまでの取組を継続し、人権尊重社会の実現のための実践行動に結びつけるために、自己肯定感を一層高める人権教育の推進が必要不可欠と考え、本テーマを設定した。

(3) 取り組んだ人権課題と主な場面

人権課題		取り組む場面
①子供	○	互いに認め合う学校・学級、保護者学習会
②女性		
③高齢者	○	異世代交流、人権だより
④障害者		
⑤同和問題	○	授業での直接的指導
⑥アイヌの人々	○	ふれあいじんけんフォーラム
⑦外国人	◎	授業での直接指導、地域人権学習会、きらチャレ
⑧-1HIV 感染者等		
⑧-2ハンセン病患者等	○	視察研修、栃木県版 DVD を使用した研修
⑨刑を終えて出所した人	○	社会復帰促進センターとの連携、じんけん作品展
⑩犯罪被害者等	○	じんけん作品展
⑪インターネットによる人権侵害	○	親子学び合い事業、ネットトラブル防止講演会
⑫北朝鮮当局による拉致問題等	○	拉致問題に関する中学生サミット、人権だより
⑬性的指向、性自認	○	人権だより、各種研修
⑭その他()		

2. 調査研究の体制等

(1) 推進体制



(2) 人権教育総合推進会議の構成

氏 名	所属・役職、資格、経験等
加藤 誠	喜連川中学校校長
大登 英樹	喜連川小学校校長
田代 宏	喜連川中学校 PTA 会長
高田 裕亮	喜連川小学校 PTA 会長
津浦 景子	喜連川中学校学校運営協議会委員
小林 雅子	喜連川小学校学校運営協議会委員
人見 喜子	喜連川地区地域学校協働活動推進員
和久 賢次	喜連川児童センター長
田崎 良美	喜連川地区行政区 区長会代表
米山 百桃誉	さくら市国際交流協会 国際交流推進委員

事務局

氏 名	所属・役職等
櫻井 広文	さくら市教育委員会事務局 教育次長
横塚 一徳	さくら市教育委員会事務局 生涯学習課長
鈴木 真代	さくら市教育委員会事務局 生涯学習課生涯学習係長
根本 広昭	さくら市教育委員会事務局 学校教育課指導主事
高瀬 亮	さくら市教育委員会事務局 生涯学習課社会教育主事
赤塚 智衣	さくら市教育委員会事務局 生涯学習課主任

(3) 推進協力校の概要

学校名	学級数	児童生徒数(R6.5.1)
さくら市立喜連川中学校	10(うち特別支援学級 3)	215 名
さくら市立喜連川小学校	17(うち特別支援学級 3)	397 名

3. 調査研究の内容等

(1) 調査研究の内容

～栃木県～

研究指定地域における本調査研究を充実したものとするためには、人権教育指導者の資質の向上は不可欠である。そこで、本県教育委員会が設置する運営協議会委員等を対象として、県教委主催による参加体験型の「人権教育担当者スキルアップ研修」を開催する。

また、当該校の保護者や地域住民が人権教育に対する理解を深め、積極的に関連事業に参加するなど、地域と学校とが連携した人権教育の推進を図るようにする。そのため、保護者等が人権について考えやすい内容で構成した啓発資料を県教委が作成し、学校を通じて保護者等に配布する。内容は、保護者が人権問題に関心を深めるきっかけとなるよう、保護者にとって身近な「子供の人権」に関する内容を中心に掲載するようにする。

～さくら市～

学校教育においては、あいさつ活動や小中相互授業参観など、本地区の特徴を生かした小中連携の取組を充実させ、9年間を見通した継続的、発展的な人権教育を実践していく。特に、主要な人権課題に位置付けた外国人の人権を中心に、人権問題を直接取り上げる「直接的指導」が効果的に行われるよう、「特別の教科 道徳」や「特別活動」等と関連を図るなど意図的・計画的なカリキュラム・マネジメントにより人権教育を推進する。

社会教育においては、本地区の実態に即したテーマを設定した人権講演会や地域人権学習会を開催したり、外国人の人権を考える多文化共生イベントを開催したりする。また、学校や福祉施設等と連携を図り、より効果的な取組になるように努める。さらに、外国人を含めた地域住民と小中学生の交流の機会を設けたり、本地区にある少年院、社会復帰促進センターと連携した人権作品展を開催したりすることにより、多様な人権課題に触れる機会を創出する。

(2) 実施方法

① 学校教育における人権教育の推進と家庭との連携

ア. 互いに認め合う学校・学級づくりの実践

- ・児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、一人一人が大切にされる授業や学級経営
- ・発達支持的児童生徒指導
- ・保護者を対象とした子どもの人権に関する学習機会の提供

イ. 9年間を見据えた小中連携の取組を生かした人権教育の推進

- ・人権週間等での小中連携の推進
- ・外国人の人権を取り上げた直接的指導を重点的に行うためのカリキュラム・マネジメントの推進

- ・外国学校との交流活動の効果的位置付け
- ・発達段階に応じた生命(いのち)の安全教育の推進

ウ. 各校の取組の家庭・地域への発信

- ・人権だよりの発行
- ・研究の内容、アンケート結果、成果の報告
- ・ホームページの活用

エ. 教職員の人権意識の高揚に向けた取組

- ・校内研修(現職教育での参加体験型人権教育研修、指導者としての人権意識を高める研修)
- ・校外研修(ふれあいじんけんフォーラム、人権教育地区別指導者研修)

オ. 推進体制の整備

- ・校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって取り組む体制の構築

② 社会教育における人権教育の推進と地域への発信

ア. 地域住民への人権に関する学習機会の提供

- ・多文化理解や共生に関する人権学習会(参加体験型)と多文化共生イベントの開催
- ・地域住民が人権課題に触れ、人権について考えるための「人権落語」の開催

イ. 地域住民と児童生徒との交流の機会の充実

- ・「喜小きらきらチャレンジ」への地域住民と中学生ボランティアの積極的参加と外国人と連携した多文化理解に関する講座の開催
- ・地域学校協働活動(学校支援ボランティア活動や放課後子ども教室)を通じた異世代交流

ウ. 社会教育における取組の啓発活動

- ・市ホームページ、市広報、生涯学習情報誌による取組の発信
- ・人権だよりの発行、人権作品展・アート展の開催

③ 多様な主体との連携・協働による人権教育の推進

ア. 地域・社会福祉施設との連携

- ・人権教育総合推進会議の設置
- ・地域学校協働本部と連携し、学校と地域が一体となった取組の推進
- ・喜連川社会復帰促進センター、喜連川少年院、被害者支援センター、児童センターと連携した作品展や研修会等の開催

イ. 県教委、市教委主催事業との連携

- ・さくら市青少年センターのあいさつ巡回活動、ICT研究班、親子学び合い事業との連携
- ・ふれあいじんけんフォーラム、人権教育地区別指導者研修等の共催及び参加

以上の取組を推進することで、「自他共に認め合い、人権が尊重される学校・家庭・地域」の形成が期待される。具体的な「予想される事後の姿」は以下のとおりである。

- ① 多様な他者とのふれあいや児童生徒が主体的に取り組むことで、豊かな人間性や自己肯定感が高まり、他者を大切にしようとする児童・生徒
- ② 人権意識が高まり、児童生徒の人権尊重を意識した教職員や保護者
- ③ 地域と学校の連携を促進することで、地域全体で一人一人の人権を大切にしたい関わりをしようとする地域社会

(3) 検証・評価・普及

- ① 児童生徒を対象に、人権に関するアンケートの結果から、児童生徒の人権感覚や自己肯定感が高まったかを検証する。
- ② 保護者、教職員を対象としたアンケートや意識調査を実施し、人権教育総合推進会議において評価を行う。
- ③ 本地区の取組の状況や成果について、ホームページや各種たより、研究紀要等で紹介し、広く普及に努める。
- ④ 各校への取組の発信や社会教育における人権の学習機会の提供は、委託期間終了後も継続し、人権教育の推進に努めていく。

(4) 実施計画

< 栃木県教育委員会 >

時 期	内 容	備 考
6月中旬	○第1回運営協議会開催 * 令和6(2024)年度事業における総合推進地域及び研究指定校の事業計画についての協議	参加者 16人
7月上旬	○保護者用啓発資料作成・配布	1,700 部
9月下旬	○第2回運営協議会開催 (人権教育担当者スキルアップ研修) * 対象: 運営協議会構成メンバー及び市町、県教委の社会教育主事、指導主事、人権教育行政担当者等 * 内容: 参加体験型学習をより効果的に展開するための実践的な知識・技能の習得やその向上を目指した研修	参加者 50 人
1月下旬	○栃木県教育研究発表大会人権教育部会での研究成果の報告	参加者 40 人
2月上旬	○第3回運営協議会開催 * 令和6(2024)年度における総合推進地域及び研究指定校の研究成果の報告及び協議	参加者 16人
通年	○教育事務所職員等による推進地域訪問及び指導	

<さくら市教育委員会・推進地域>

時 期	内 容	備 考
5月	○第1回人権教育総合推進会議の開催 ○視察研修(多磨全生園、国立ハンセン病資料館)	参加者 16 名 参加者 4 名
6月	○学校及び社会教育施設における人権教育指導者研修の開催	
7月	○児童生徒向け学習会の開催(インターネットによる人権侵害) ○ふれあいじんけんフォーラムへの参加、啓発(アイヌの人々)	
8月	拉致問題に関する中学生サミット参加	東京都台東区
9月	○地域人権学習会の開催(外国人の人権) 全3回 ○人権教育地区別指導者研修への参加、啓発(ハンセン病)	
10月	○さくら市人権講演会(人権落語)の開催 ○人権だより①の発行(喜連川地区のみ) ○多文化共生イベントの開催	約 100 名 4,000 部配布 約 500 名
11月	○保護者向け人権学習会の開催(子どもの人権) ○人権旬間における各校の人権教育啓発活動 ○喜小きらきらチャレンジでの地域と学校の交流 学校、地域での人権教育の取組紹介	約 60 名
12月	○人権週間(人権に関する授業や講座の実施、図書の紹介等)	
1月中旬	○人権だより②の発行(さくら市内全域) ○児童・生徒アンケート調査	14,000 部配布
2月中旬	○人権作品展・アート展(少年院、復帰センター等と連携) ○第2回人権教育総合推進会議の開催	参加者 16 名
通年・ 随時	○学校と地域の連携・体験活動(各校の計画による) ○計画に基づいた学校教育、社会教育における人権教育の推進 ○「外国人の人権」をテーマとしたデジタル学習教材を活用した授業	

第2章

研究の実際



1. 学校教育における取組

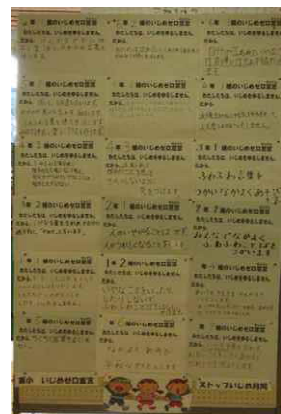
(1) 互いに認め合う学校・学級づくり

- ①全ての学年・学級において「発達支持的指導生徒指導」を意識し、一人一人が大切にされる授業や学級経営に取り組んだ。
(基底的指導の充実、隠れたカリキュラム)

※詳細は、学校ごとの取組を参照



喜中「心温まる言葉」



喜小「いじめゼロ宣言」

- ②児童家庭支援センターの職員を講師として、保護者対象に「子どもの人権」をテーマにした講座を行った。実際の場面を想定して、賞賛や励ましの言葉を増やすための演習を行った。



(2) 9年間を見据えた人権教育の推進

- ①小中学校及び地域と連携したあいさつ活動を奇数月の第1水曜日に実施した。



- ②人権週間を中心に、思いやりのある行動や良い行動をした人を見つける「キラリさん」を小学校と中学校で連携して実施した。



③小中が連携して授業研究を実践し、学習指導面のみならず、児童・生徒の理解に努めた。



④小中学校の図書室に「人権に関する図書コーナー」を設置し、啓発を行った。



(3)家庭・地域への発信

学校HPや学校だより等で、人権教育に関する取組や児童・生徒のよさを紹介するなど、保護者や地域に積極的に啓発を行った。



(4)教職員の人権意識の高揚に向けた取組

現職教育において「性の多様性」に関する研修を行った。参加体験型の学習を通して指導者としての資質を高めた。



2. 社会教育における取組

(1) 地域住民への人権に関する学習機会

- ① 落語家の笑福亭鶴笑氏をお招きし、「笑いでつながる世界～笑いの力で世界中を笑顔に～」と題し、人権落語・講演会を開催した。100名を超える市民が参加し、世界中で戦争や飢餓に苦しむ子ども達に想いをはせる機会となった。



- ② 人権学習会を全3回開催した。前年度の反省を生かし、学びをデザインすることでより多くの方が人権や多文化共生に関して学ぶ機会になった。



第1回「多文化理解体験(タイの文化)」
講師：嶋原 ウマリー 氏
対象：喜連川小学校地域応援隊



第2回「笑いで語る人権高座(落語・漫談)」
講師：田螺 踊理 氏
対象：高齢者講座(菜の花学級生)



第3回「外国人も住みよいまちづくりを目指して」
講師：牧原 紀子 氏
対象：喜連川地区民生委員・児童委員協議会

(2)地域住民と児童生徒との交流の機会の充実

①「喜小きらきらチャレンジ」に地域住民と中学生ボランティア、保護者ボランティアが参加し、地域住民と児童生徒の交流を図った。また、地域に住む留学生による多文化理解に関する講座を開設した。



中学生ボランティアとの交流



外国の文化や言葉に触れよう

②学校支援ボランティア活動や地域学校協働活動を通して、異世代交流を図った。これらの活動をとおり、児童生徒には生きる力や多様な他者と関わる力が身につく、多様性を肯定的に捉える機会となった。



(3)啓発活動

①人権だよりや人権啓発ポスターを発行して、本事業の趣旨や様々な人権課題について啓発した。



人権だより第5号(R6.12)

人権週間啓発ポスター

3. 多様な主体との連携・協働

(1) 地域・社会福祉施設等との連携

① 人権教育総合会議を設置し、学校・家庭・地域がどのように連携していくかを検討したり、事業の評価等を行ったりした。



② 社会復帰促進センターの被収容者を対象にした参加体験型の人権研修や、高齢者学級生を対象とした人権研修等、様々な団体や企業と連携をして、多様な内容の研修を実施した。



喜連川社会復帰促進センター被収容者の研修



高齢者学級での人権研修

③ 喜連川地区の保護者、地域住民に加え、「喜連川社会復帰促進センター」や「被害者支援センターとちぎ」と連携した作品展を開催した。



(2) 県教委、市主催事業との連携

① 親子学び合い事業との連携を図り、インターネットの人権について考えた。



- ②視察研修では、ハンセン病資料館の見学及びハンセン病患者が入所していた施設の見学を行った。当時の生活の様子などについて学芸員の説明を受け、ハンセン病問題がどれだけ深刻な人権問題であるかを学んだ。



- ③「拉致問題に関する中学生サミット」に、栃木県代表としてさくら市立喜連川中学校2年生の生徒が出席した。拉致問題についての理解を深めるためのCM劇を考えることで拉致問題を自分事として捉えて、より多くの人に考えてもらうことの必要性を感じた。



- ④「ふれあいじんけんフォーラム」(アイヌの人々)への参加啓発、地区別人権指導者研修(ハンセン病)への参加啓発と視察研修報告を行った。



- ④生涯学習情報紙「学びガイド」(第40号)において、研究内容に関する情報や成果を掲載し、市民へ広く周知を図った。



第3章

推進協力校の取組



「互いに認め合い、差別のない望ましい人間関係の確立を目指して」

1. 学校の概要

本校は開校42年目を迎え、生徒数194名、学級数9学級の学校である。(2月28日時点)「夢を持ち、ふるさとを愛し、ともに、よりよい未来を求めて、自己の可能性に積極的に挑戦する生徒の育成」を教育の基本目標とし、「自ら学ぶ生徒、思いやりのある生徒、健康な生徒、働く生徒」の育成に努めている。

2. 児童生徒の実態

本校の生徒は、個性豊かで、素直に自分を表現できる生徒が多く、教師のアドバイスや注意を素直に受け入れることができる。しかし、言葉の重みを知らず、軽率な言動から友人を傷つけてしまう生徒もいる。

年に2回実施したさくら市からの人権に関するアンケートの結果としては、「いろいろな人権問題があることを知っているか」という項目と、「自分にはよいところがあると思う」という項目で、「よく知っている」「知っている」「や」「とても思う」「思う」と回答した生徒の割合が増加した。後者に関しては、「全く思わない」と回答した生徒の割合もわずかながら減少した。その他の項目においては、肯定的な考えが多いものの、「人が困っているときは進んで助ける」という項目においては、依然全体的な数値が他の項目と比べて低いので、継続的な働きかけが必要だと感じる。

3. 今年度の取組

(1)互いに認め合う学校・学級づくり

①生徒一人一人を大切にした学級経営

- ・教育相談や個別懇談を実施。
- ・生活ノートによる生徒とのやりとりを通し、生徒理解に努めた。
- ・新たに「クラスの友達のよいところ」と題し、お互いのよさを見つけ、認める活動を行った。



②生徒のよさを認める授業の実践

- ・hyper-QUの結果等も考慮し、授業の中で生徒のよさを見つけ発信したり、授業中、生徒同士が認め合える雰囲気を作ったりした。

③居心地のよい学級・学校をつくるための取組

- ・道徳とコラボレーションし、学校が温かい言葉でいっぱいになるよう、各クラスで「心温まる言葉」を考え掲示を行った。生徒が「心温まる言葉」を使っている場合には、賞賛する雰囲気を作れた。



(2)9年間を見据えた小中連携の取組を生かした人権教育

①小中連携の授業参観

喜連川小学校での授業参観を行った。

(特別の教科 道徳)

②人権週間における小中連携の取組

今年度も人権週間に合わせて、喜連川小学校で行っている「きらりさん探そう」と「クラスの人権宣言」を作成した。2年目の取組ということもあり、生徒たちも慣れてきたように感じた。改めて、居心地のよいクラスにするためにどうするかを考えたり、人のよいところを見つけたりするよい機会になったと思う。



(3)家庭・地域への発信

①学校だより(喜中だより)の発行

②学校ホームページによる取組の周知

ホームページや各種たよりの中で、授業の様子や人権に関する内容を掲載した。

(4)教職員の人権意識の高揚に向けた取組

①校内研修の実施

現職教育において、さくら市教育委員会から講師の先生をお招きし、人権教育研修を行った。「誰もが自分らしく生きるために～多様な性を認め合える社会を目指して～」という演題で、性の多様性について参加体験型で学習し、人権意識を高めることができた。

②「教職員の人権感覚チェックリスト」の活用

今年度は学校独自のチェックリストを作成し、日頃の生徒や職員への関わり方について振り返るようにした。年に3回実施することで、こまめに振り返ることができ、変容も感じる事ができた。

4. 成果と課題

《成果》

(1)授業や日頃の生活の中で、互いに認め合い賞賛する場を設定することで、自己肯定感が高まってきた。

また、相手のよいところに目が行く生徒が増えてきた。

(2)校内研修の実施や人権に関するチェックリストの活用により、教職員の人権に対する意識が高揚した。

《課題》

(1)「相手を思いやる行動」や「相手がうれしくなるような言葉遣い」などを日頃から実践し、「人が困っているときは進んで助ける」ことができる生徒を増やしていくために、認め合う学級づくりの手立てを継続して行っていく。

(2)人権週間だけでなく、日頃から生徒が意識して行動できるように働きかける必要がある。

5. 今後に向けて

(1)人権に関する取組は、校内掲示だけでなく、放送等も使って紹介していきたい。

(2)校内での取組が多かったなので、もっと保護者や地域にも発信したり、参加してもらえたりするような手立てをとりたい。

「一人一人が輝く学校を目指して」

1. 学校の概要

人権教育総合推進地域事業の指定を受け2年目となる本校は、開校15年目を迎えた児童数387名、学級数18学級の学校である。(2月1日時点)

学校教育目標は、『知育、徳育、体育の調和を図り、「生きる力」を育成する』としている。

学校課題は、「自ら学び、豊かに表現する児童の育成～『伝え合う』活動を通して～」とし、自分の考えをしっかりもち、豊かに表現し相手に伝えることや、相手を尊重しながら聞くこと、そして、互いに学び合い自分の考えを広げ深めることができる児童の育成を目指している。

2. 児童生徒の実態

昨年1月と12月に実施した人権に関するアンケート結果から(肯定的意見)

評価指標内容	R6. 1月	R6. 12月
「いじめはどんな理由があってもしてはいけない」	97%	99%
「いろいろな人権問題があることを知っている」	77%	79%
「自分にはよいところがある」	83%	86%
「自分は先生や友達、家族から大切にされている」	95%	95%
「自分と違う考えも受け入れている」	87%	93%
「人が困っているときは進んで助けている」	87%	93%

3. 今年度の取組

(1)互いに認め合う学校・学級づくり

- ① 一人一人を大切にしたい学級経営や児童のよさを認める授業の実践
- ② あいさつ週間(年3回実施・あいさつの達人の表彰)
- ③ 人権週間での取組の充実
 - ・ クラスごとに決定した人権宣言の掲示
 - ・ 喜小のキラリさんを探そう週間(6月と12月に実施)
 - ・ 人権作文の朗読
 - ・ 人権動画(外国人理解・インターネットの危険性に関するもの)の給食時の配信
- ④ インクルーシブ教育の実践(全校生で「あんたがたどこさ」のダンス)
- ⑤ お昼の校内放送による児童のよさを認める活動(委員会のキラリさんの紹介)



(2)小中連携、地域連携、行政との連携を生かした人権教育

- ① 青少年センターによるあいさつ巡回運動(6回)
- ② きらきらチャレンジの充実(全22講座)
 - ・ 中学生や保護者ボランティアの参加



- ③ 小中連携の研究授業の実施(道徳、1・4・5年生)
- ④ 「人権の花」贈呈式

(3)家庭・地域への発信

- ① 学校だよりの発行(月1回)
- ② 学校ホームページの充実
 - ・ その日の活動、児童のよさを伝える取組

(4)教職員の人権意識の高揚に向けた取組

①小中一貫教育事業研究授業に向けた校内研修の実施

11月20日(水)の授業研究会において、低・中・高学年に分けて、主に若手教員を授業者として、道徳の研究授業を行った。全教職員で指導案を検討し、プレ授業を行った。また、事前研修として、学力向上コーディネーターを招き、指導案検討も行った。全ての教員が関わることで、教職員の人権意識の高揚と授業力向上を図った。

②月に一度第4水曜日に学年ブロックでのコンプライアンス・チェックを行った。



4. 成果と課題

《成果》

(1)児童の人権意識の高揚

キラリさんの紹介(帰りの会・校内放送)の継続により、友達のよさを認める意識が高まっている。あいさつ運動を自主的に活動する学年があり、あいさつができる児童が増えている。また、人権動画の配信により人権に関する知識を高めたり、人権に関するアンケートの実施により児童の人権意識を高めたりすることができた。

(2)教職員の人権意識の高揚

校内で実施した特別な教科道徳の授業研究に多くの教職員が積極的に参加することで、授業力の向上とともに教職員の人権意識の高揚が図れた。

《課題》

- (1)強調週間として実施している「あいさつ運動」や「人権週間」であるが、期間限定でなく、日常的に児童が意識して実践しようとする何らかの働きかけが必要である。
- (2)あいさつ運動などに地域の方々が積極的に参加していただいているが、今後、そのような教育活動に参加していただける保護者や地域の方を新規で増やしていけるように保護者や地域の方へ情報を発信していく必要がある。

5. 来年度に向けて

- (1)今までの取り組みを継続して行い、児童の人権意識の高揚に努める。
- (2)強調週間以外でも児童のよさを紹介する取組を通年で行い、児童が自他のよさを発見し、認められるような環境づくりを進める。

第4章

成果と課題



1. 人権に関するアンケート結果

本研究では、児童生徒の変容を測定するために、人権に関するアンケートを実施した。

対象：喜連川小学校 第3～6学年児童 及び 喜連川中学校第1～3学年生徒

内容：「知識的側面」「価値・態度的側面」「技能的側面」の3側面で6項目の評価指標を設定

方法：インターネットの回答フォームからタブレットを使用して回答

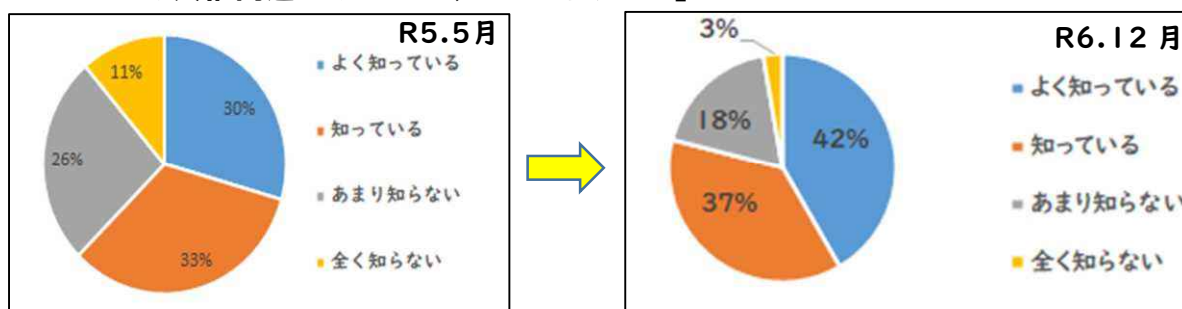
(1) 評価指標ごとの児童・生徒の変容

R5. 5月 ⇒ R6. 1月
⇒ R6. 12月

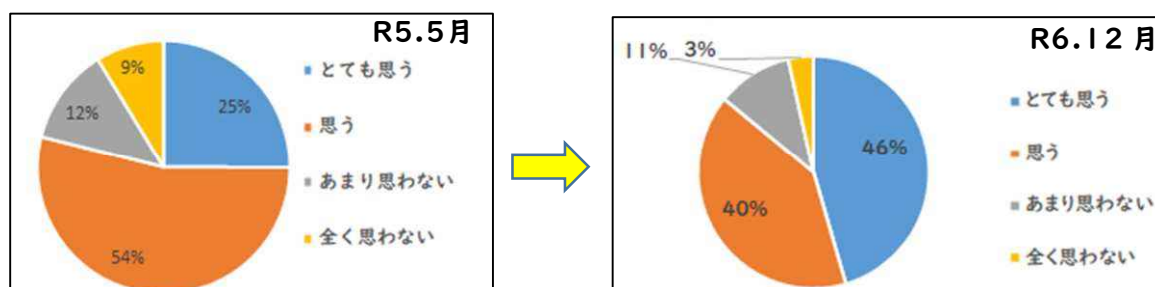
側面	評価指標内容	喜連川小学校	喜連川中学校
知識的側面	○「いじめはどんな理由があってもしてはいけない」 ⇒とても思う、思うと回答した児童生徒の割合	95% ⇒ 97% ⇒ 99%	97% ⇒ 97% ⇒ 99%
	○「いろいろな人権問題があることを知っている」 ⇒よく知っている、知っていると回答した児童生徒の割合	63% ⇒ 77% ⇒ 79%	86% ⇒ 94% ⇒ 94%
価値・態度的側面	○「自分にはよいところがある」 ⇒とても思う、思うと回答した児童生徒の割合	79% ⇒ 83% ⇒ 86%	71% ⇒ 79% ⇒ 76%
	○「自分は先生や友達、家族から大切にされている」 ⇒とても思う、思うと回答した児童生徒の割合	92% ⇒ 95% ⇒ 95%	93% ⇒ 95% ⇒ 93%
技能的側面	○「自分と違う考えも受け入れている」 ⇒当てはまる、やや当てはまると回答した児童生徒の割合	86% ⇒ 87% ⇒ 93%	93% ⇒ 94% ⇒ 93%
	○「人が困っているときは 進んで助けている」 ⇒当てはまる、やや当てはまると回答した児童生徒の割合	86% ⇒ 87% ⇒ 93%	87% ⇒ 88% ⇒ 87%

(2)喜連川小学校の児童アンケートより(一部抜粋)

「いろいろな人権問題があることを知っていますか？」

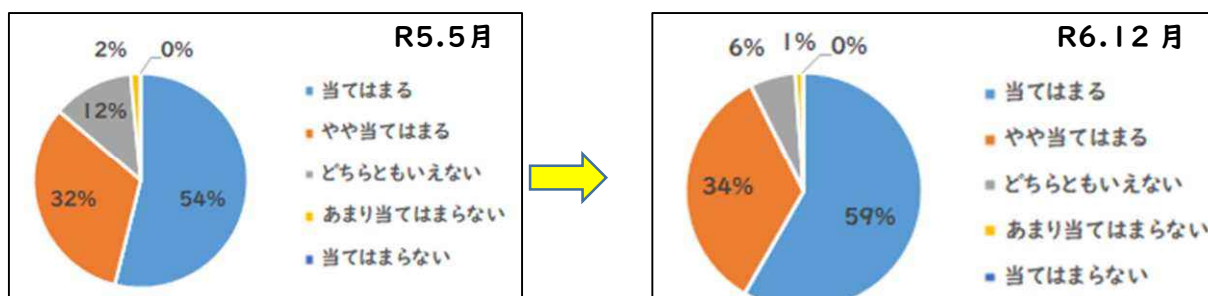


「よく知っている」、「知っている」と回答した児童の割合が16%増加した。
「全く知らない」と回答した児童の割合が減少している。

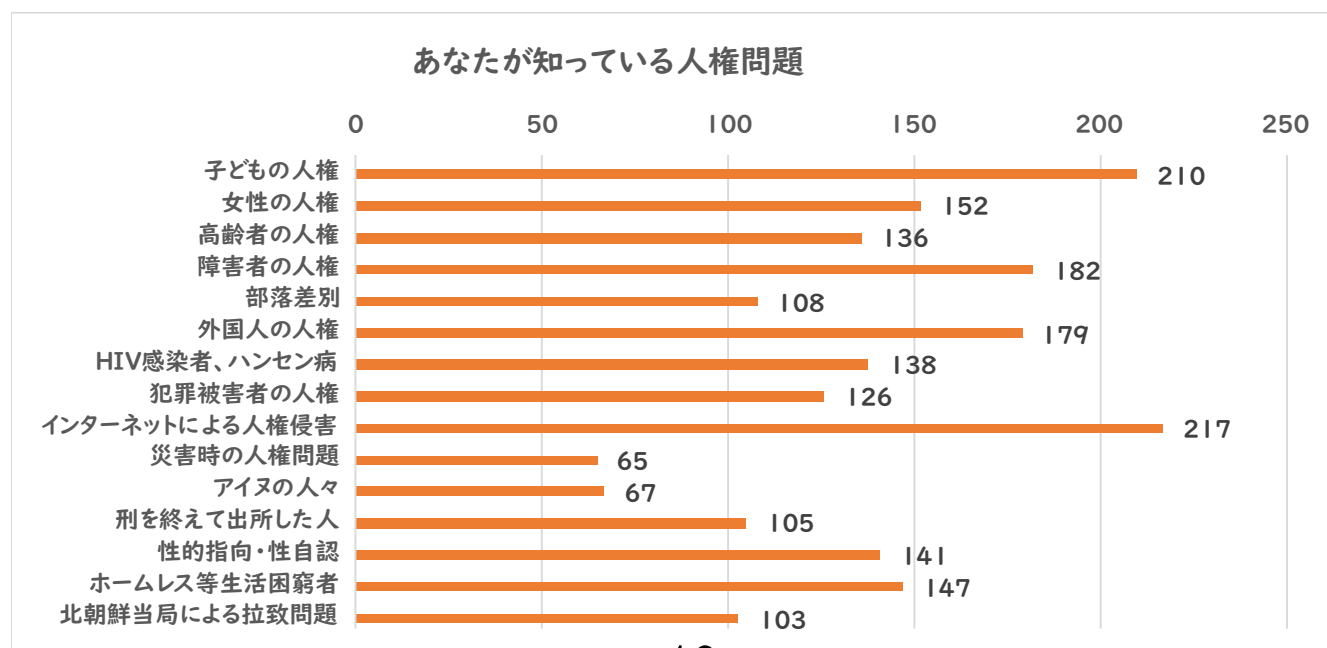


「とても思う」、「思う」と回答した児童の割合が7%増加した。一方、「全く思わない」と回答した児童の割合は減少したものの、3%程度である。

「人が困っているときには進んで助けていますか？」

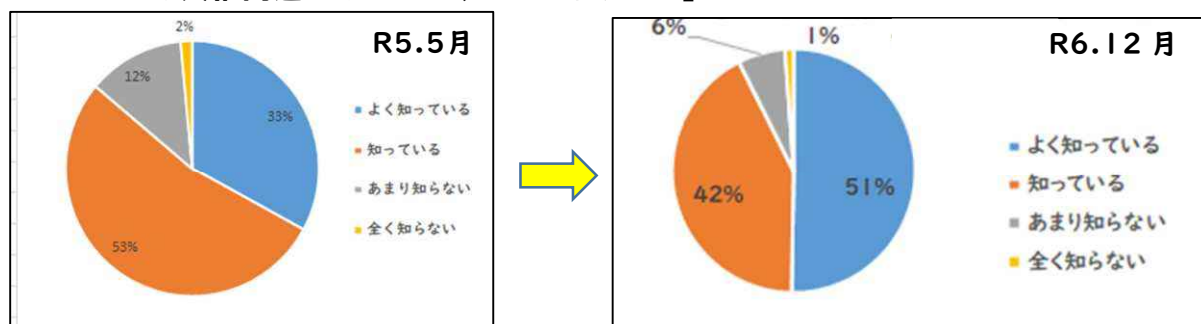


「当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した児童の割合が7%増加した。



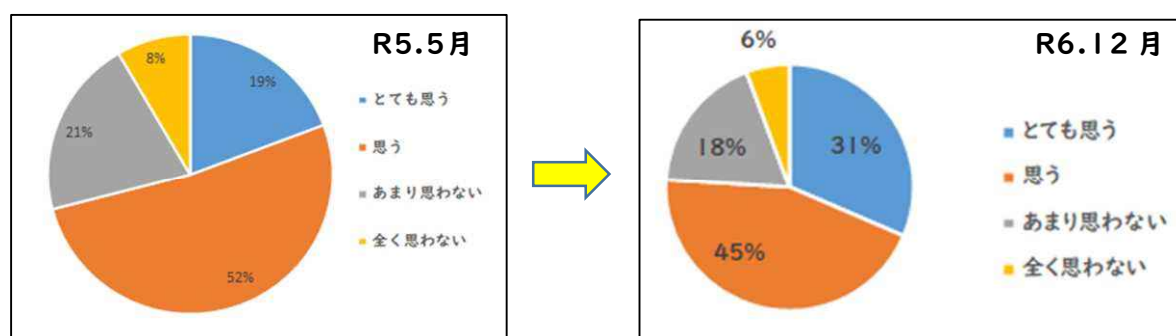
(3)喜連川中学校の生徒アンケートより(一部抜粋)

「いろいろな人権問題があることを知っていますか？」

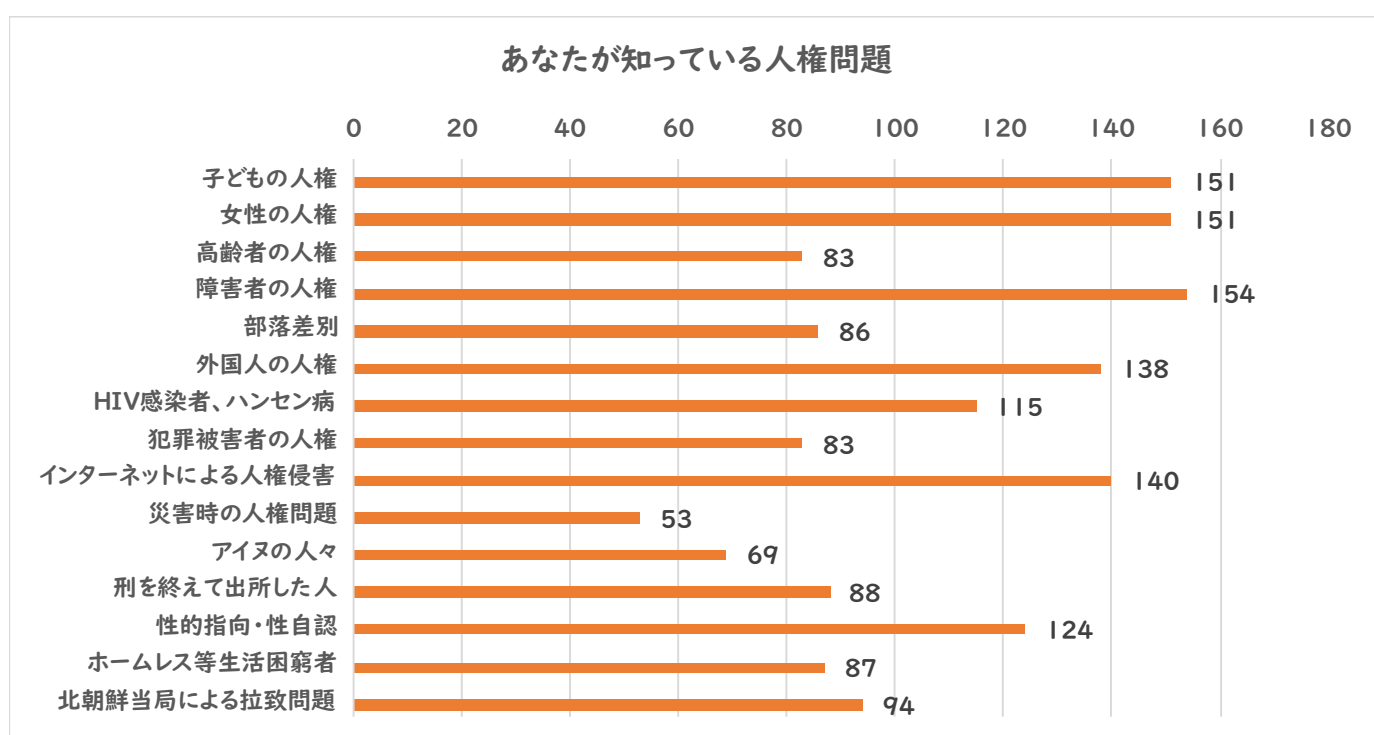


「よく知っている」、「知っている」と回答した生徒の割合が、8%増加した。特に、「よく知っている」と回答した生徒の割合が、+18%となった。

「自分にはいいところがあると思いますか？」



「とても思う」と回答した生徒の割合が12%増加した。一方、「全く思わない」と回答した生徒の割合は減少したものの、6%程度である。



2. 人権研修の振り返りより

① 人権落語・講演会「笑いでつながる世界」

笑いをテーマに人権を考える、“さくら市人権落語 & 講演会”の来場者を対象に行ったアンケートでは、「戦争は最大の人権侵害。笑いの大切さを改めて感じた。」「誰も傷つけない笑いが本当の笑い。まさにそう感じた。」などの感想があった。



② 人権学習会

民生委員を対象に実施した人権学習会でのアンケートでは、「日本に住む外国人の困りごとや人権課題について理解できたか」との問いに対して、90%の方が「よく理解できた」「理解できた」と回答。「外国人も住みよい地域づくりにむけて、大切なことを理解できたか」との問いに対しては、86%の方が「よく理解できた」「理解できた」と回答した。自由記述では、「外国人だからと距離を置くのではなく、互いに理解しあえる社会にしたい」「相手を思いやりコミュニケーションをとることが大切」などの感想があった。



③ 保護者人権学習会

喜連川小学校の保護者を対象に行なった子どもへの接し方について考える講座では、「子どもとの関わり方をもう一度、見つめなおそうと思った。」「前向きな言葉がけを意識していきたいと思った。」などの感想が聞かれた。



④ 現職教育

多様な性について考えた喜連川中学校の現職教育「人権教育」では、受講した教職員から、「理解する、受け入れる、偏見を持たないということを意識したい。」「多様な性を認め合う上で、まずは知ることがすごく大切だと思った。」「固定観念にとらわれない考え方を浸透させる。相談しやすい教師の姿を意識したい。」などの感想があった。



3. 研究の成果と課題

○成果

【学校教育】

- ・ 推進協力校において、本研究のテーマでもある「自己肯定感」の高まりが見られた。
- ・ 教職員が研修に参加したり、教職員対象の人権教育研修を実施したことで、教職員の人権意識の高まりが見られ、日頃の授業や児童生徒指導に生かすことができた。

【社会教育】

- ・ 「地域学校協働活動」などが定着してきており、異世代交流が盛んに行われることで、多様な人との関わりが生まれ、互いを大切にした行動ができている。
- ・ 様々な施設や機関とつながることができ、互いの抱える人権課題を共有したり、理解したりするきっかけとなった。

▲課題

【学校教育】

- ・ 人権に関するアンケート結果では、「災害に伴う人権問題」や「アイヌの人々」についての理解が低い傾向が見られたので、それらの実態に応じた指導を工夫・改善していく必要がある。

【社会教育】

- ・ さらに様々な人権問題について学ぶ機会を充実させ、人権課題を自らの課題と捉えられるような学びが必要である。
- ・ 連携できる機関や団体を広げ、児童生徒・保護者・地域住民が一体となって人権教育が推進していくことが求められる。

第 5 章

資 料

令和6年度 人権教育研究推進事業 人権教育総合推進地域 一覧

委託先	地域名
栃木県	さくら市喜連川中学校区
神奈川県	三浦市
岐阜県	各務原市川島中学校区
三重県	名張市立赤目中学校区
山口県	下松市立久保中学校区
愛媛県	今治市玉川町
鹿児島県	南種子町

地域数：7地域

令和6年度 人権教育研究推進事業 人権教育研究指定校 一覧

委託先	学校名	委託先	学校名
北海道	安平町立早来学園	兵庫県	兵庫県立三田祥雲館高等学校
岩手県	野田村立野田中学校	奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合立式下中学校
栃木県	那須町立高久小学校	和歌山県	和歌山県立 新翔高等学校
群馬県	渋川市立赤城南中学校	鳥取県	米子市立大篠津小学校
千葉県	流山市立流山小学校	広島県	広島県立日彰館高等学校
東京都	台東区立東浅草小学校	徳島県	牟岐町立牟岐小学校
神奈川県	神奈川県立城郷高等学校		美波町立日和佐中学校
	神奈川県立伊勢原支援学校	愛媛県	上島町立岩城小学校
新潟県	上越市立東本町小学校		宇和島市立津島中学校
石川県	川北町立川北中学校		愛媛県立三島高等学校
福井県	鯖江市鳥羽小学校	高知県	高知県立須崎総合高等学校
岐阜県	白川村立白川郷学園	熊本県	御船町立御船中学校
三重県	桑名市立修徳小学校	宮崎県	宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校
	紀北町立紀北中学校	京都市	京都市立京都京北小中学校
滋賀県	滋賀県立能登川高等学校	大阪市	大阪市立北津守小学校
大阪府	東大阪市立長瀬北小学校	学校法人 盈進学園	盈進中学高等学校
	大東市立大東中学校		
	大阪府立大阪わかば高等学校		

指定校数：34校

国立療養所多磨全生園を視察して ～私たちにできること～



さくら市教育委員会事務局
生涯学習課

視察の概要

- 期 日：令和6年5月14日（火）
- 日 程：国立ハンセン病資料館見学（60分）
多磨全生園内見学（80分）
- 参加者：生涯学習課 職員4名
- 講 師：国立療養所多磨全生園
学芸員 石井 千尋 氏



納骨堂

全生園内にある共同のお墓

現在の納骨堂は、1986(昭和61)年に、入所者の募金により再建された。

なぜ、病院のお墓に入らなければならないのか？

- ・ 家に帰れずに亡くなる
- ・ ご遺体は療養所の外に運べない
- ・ 火葬されて骨になっても
家族が引き取ることを拒否
- ・ 開園以来の物故者は約4300名

望郷の丘

全生園内にある築山



1925(大正14)年頃に完成

なぜ、印象深い史跡なのか？

農地開墾により掘り起こした木の根を集め、その上に逃亡防止用に掘った堀の残土を積み上げ、踏み固めた。

築山に登ると、所沢街道を往きかう人や車、そして富士山や秩父の山並みも見える。入所者はみな、ここに登り、空を眺めて故郷を偲んだという。

旧山吹舎

4軒長屋の男子独身寮



1928(昭和3)年に、患者大工の手で建築。
2003(平成15)年に復元。

多い時には、1部屋(12畳半)に8人が入居し、30人以上が共同生活。

プライバシーのない環境で、自由が制限されていましたが、互いに支え合いながら、生活をより良くしようとしていた。

教会・会堂



カトリック教会



日蓮宗会堂

様々な宗教の教えや文学、音楽、陶芸などに熱中。
⇒生きがいや生きている意味を感じる

いのちとこころの人権の森宣言碑



多磨全生園の開園100周年にあたる
2009(平成21)年に宣言し、次の年
の3月に碑を建立。



人権の森・・・国民共有の財産として未来へ受け継ぐ

視察で感じた3つのこと

過去・現在

国の過った政策による
根強い社会の差別・偏見

つらい療養所生活の中で
前向きに生きる強さ

入所者

これから・私たち

ハンセン病についての
正しい知識と理解が必要

私たちにできること

- ・これまでのハンセン病対策の歴史や療養所での暮らし、回復者とその家族が生き抜いてきた姿などを正しく理解する。
- ・「未知なこと」や自分との「違い」から生まれる「違和感、不安、恐怖・・・」これは、誰にでもある(自分にもある)ことを自覚し、偏見や差別にならないようにする。
- ・人間は同じ過ちを繰り返すことを前提に、偏見や差別をなくすために学び続ける。

おわりに



**私たちはこの世を見るために、
聞くために、生まれて来た。**

**…だとすれば
何かになれなくても、
私たちには、生きる意味があるのよ。**

＜教職員の人権感覚チェック＞ 授業以外で配慮したいポイント例

- ☐ 「大きな声で」あいさつができる児童・生徒のみを褒めず、大きな声を出すことが苦手な児童・生徒がいることを認めている。
- ☐ 遅刻をする原因は様々であることを理解し、児童・生徒の心情を大切にしている。
- ☐ 休み時間の過ごし方、遊びのグループに気を配っている。
- ☐ 特定のおかずを自分だけ多くしたり、他の子どもに多くよそったりしていることに気づき注意している。
- ☐ 子どもによって異なる呼び方をしない。(さんで呼ぶ子と、呼び捨てや愛称で呼ぶ子等)
- ☐ 忘れ物が多い子どもには、家庭の事情に原因があるかもしれないので、理由をよく聞くようにしている。
- ☐ くじ引きなど、安易な方法で席替えをすることがなく、児童・生徒の個々の事情(視力・聴力・人間関係)に配慮している。
- ☐ 普段から一生懸命に掃除をしている児童・生徒を見落とさず、褒めるようにしている。(賞賛するタイミングや賞賛の仕方、特定の児童・生徒のみの賞賛で、傷ついたり嫌な思いをする児童・生徒がいることを留意している)
- ☐ テストの結果や提出物の状況などを掲示する際に配慮している。
- ☐ 同僚間の不適切な言動を見逃さず、注意するように心がけている。
- ☐ 職員室で、児童・生徒の頑張っている姿が話題になっている。
- ☐ 他の学級の様子もよく分かる、またはよく見ようとしている。
- ☐ 特別な支援が必要な児童・生徒の実態を適切に把握し、支援方法について共通理解している。
- ☐ 名簿、連絡網、写真、成績などの情報管理には十分配慮している。

バイアスと人権

令和5年4月発行

家庭や地域、職場、あるいはネット空間で、ついつい言いがちなことや考えがちなこと、それはあなたにとっての『当たり前』かもしれない。でも、その『当たり前』が物事を正しく理解することを妨げ、また誰かを追い詰めているとしたら・・・？

人の意識や態度、その人にとっての『当たり前』に大きな影響を及ぼすもの。その一つが「バイアス」という私たち一人ひとりに備わる心の仕組みです。

バイアスとは？

私たちは、「あの人はこんな人に違いない」「普通はこうすべきだ」など、合理的な理由もなく人や物事に対して思い込み、決めつけることがあります。

そうした人の思考や判断に歪みや偏り（思い込み）をもたらす心の仕組みを総称して「バイアス（bias）」と呼びます。本人は無意識であることから、「アンコンシャスバイアス：無意識の偏見・思い込み」とも言われます。

様々なパターンのバイアス

会議にて・・・

ベテランAさん 「発言がなくて短時間で終わる会議が良いに決まっているのに……。あの人はいつも発言する。常識がないね。」

新人Bさん 「はあ、そうですね。」
（初めて参加したけど、そういうものか）

儀（ぎ）の合意効果

自分の考えや行動が常に多数派で常識的で正常だと思いつつ、異なる考えを「間違い」とみなしやすいく。

職場で・・・

Cさん 「あの人はいつも定時に帰る。だから成果が上がらないんだな・・・」

確認バイアス

自分の考えに合う都合の良い情報ばかりを集め、そうではない情報を探そうとしなくなる。

地域で・・・

Dさん 「日本にいる外国人労働者は、出稼ぎか一時的な滞在者でしょう？」

ステレオタイプバイアス

あるグループに所属するものには、特定の特徴があると判断すること。

バイアスはなくせる？

バイアスは人間に備わる本能的な機能のため、完全になくすことはできません。ただ、バイアスに基づく言動が起きないように（問題にならないように）にコントロールすることはできます。

- 様々なバイアスについて学ぶ
- 自分の言動がバイアスに影響されていないか、自己チェックする
- 人と指摘し合う 「それ、バイアスかも？」⇒指摘されたら素直に認め直す！

一人ひとりの人権感覚を磨き、真の多様性を認め合う社会へ！

さくら市教育委員会
生涯学習課

人権教育総合推進地域だより

令和5年9月 発行

文部科学省指定

「人権教育総合推進地域事業」

喜連川中学校区は、今年度、文部科学省委託事業「人権教育総合推進地域事業」の研究推進地域に指定されました。喜連川地区は、学校・家庭・地域社会が連携・協力した活動が活発に行われ、協力体制が充実している地域です。これまで実践してきた取り組みに「人権」の視点を取り入れることで、人権尊重の精神がより一層充実することを目指しています。

人権教育総合推進地域事業とは？

喜連川中学校区は、学校・家庭・地域社会が一体となって人権教育の研究を行う地域であるということです。研究のためではなく、よりよい地域になるように、子ども達が健やかに育つように、地域の皆さんも協力をお願いします。



人権とは？

人間らしく（自分らしく）幸せに生きていくための権利です。



人権が尊重されたまわりのために人権感覚を磨き、人権意識を高めることが大切です！

人権感覚って？

人権が尊重されていることに気づくことも、人権が偏見や差別により妨げられたり、妨げられそうになったときに、いち早くその不合理性・不当性に気づく感覚（センス）のこと

人権意識って？

豊かな感性を基盤に、磨かれた人権感覚と人権学習で得た知識・技能が一体化して、解決しようと思いつく、対応しようとするよう

人権感覚を磨き、人権意識を高めるために…

人権に関する知識や技能を身につけることが大切です！

例えば…

勝手な思い込みで、偏見をもっていたかもしれないな…。	日本にいる外国人労働者は出稼ぎか一時的な滞在者でしょう？
これからは決めつけず、コミュニケーションをとりながら、「その人」のことを知っていこう！	人権学習会にて… 日本にいる外国人労働者には…

人間は誰も偏った見方や考え方をしてしまうことがあります。大切なのは、それに気づくように様々な人権課題について学んだり、自己を振り返ったりすることです。

また多くの人権課題があるんだな…。裏面でいくつかの人権課題を紹介します！

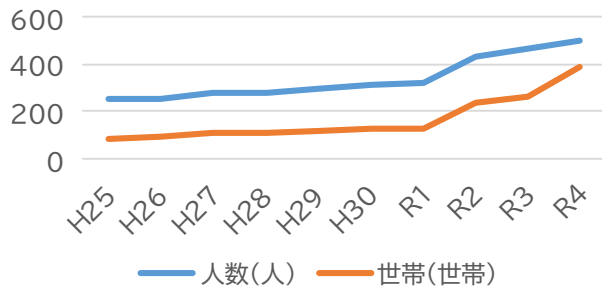


人権意識の高まり

知ろう!人権課題

外国人の人権

さくら市の外国人



市内で生活する外国人の方は年々増加傾向にあり、今後も増えることが予想されます。

外国人であることを理由に、就職やアパートへの入居を断られる問題や、特定の民族や国籍の人が危害を加えられたり差別的言動をされたりするような問題が起きています。

外国人の人権を守るためには、文化や言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、互いに尊重することが重要です。

インターネット上の人権

インターネット上での誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、偏見や差別を助長するような情報の発信などの問題があります。その中には、軽い気持ちで書き込んだものも多く含まれています。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーについて正しく理解することが必要です。SNS の使い方などについて、家族や友人と話し合ってみるのもいいですね。



インターネットと人権について、考えてみましょう!



刑を終えて出所した人やその家族の人権

刑を終えて出所した人やその家族への偏見によって、就職差別や住居確保が困難である等の問題が発生しています。喜連川には少年院、社会復帰促進センターがあり、更生プログラムや職業訓練等が行われています。更生するためには、本人の強い意欲と共に、周囲の人々の理解と協力が必要です。円滑な社会復帰を実現するために、偏見や差別を解消していきましょう。

11月～

人権に関する「学習会」を実施します!

【日程・テーマ】

- 11/28 「自分は本当に大丈夫?」
自分の人権感覚を知ろう。
- 12/8 「外国人の人権」を考えよう。
- 12/23 外国の料理に挑戦!!
親子で「多文化交流」

詳しくは、11月の広報さくらをご覧ください。皆さんで楽しく人権について学びましょう!!

7/30

人権講演会「命の授業」を開催

講演会をとおして、一人一人がかけがえのない存在であり、共に認め合いながら精一杯生きていくことの大切さを改めて考えることができました。参加者からは、「心が元気になった。」「自分も誰かのドリー夢メーカーになりたい。」などと感想をいただきました。



あったか

じんけん通信

令和6年2月 発行

「あったか地域交流会」で 人権について楽しく学びました！

第1回 11月28日

「エピソードと動画で学ぶ生きやすさ」

講師…とちぎ市民協働研究会

代表理事 廣瀬 隆人 氏

「人権」と聞くと、差別や偏見というイメージを持つかもしれませんが、大事なものは「人としてどう生きるか。」人は迷惑をかけて生きていくのだから、互いを許し、認め合おう。CM動画やエピソードをもとに、このようなお話をいただきました。



【参加者の声】

・動画を視聴し、人権の本質に触れることができた。笑いあり、涙ありの楽しい講座だった。
・「みんな迷惑をかけて生きていく。」そう思えることで、「人権」が認められるやさしい社会になると感じた。
・「人間の究極の幸せ」が心に残った。これから、出会う人とのつながりを大切にしていきたい。

第2回 12月8日

「“違い”を知って、わかって、楽しもう」

講師…つながりと日本語@日光

代表 牧原 紀子 氏

「あなたの当たり前は、相手にとっても当たり前前なのでしょうか。」定住外国人の視点を取り入れ、生活の中にある当たり前について考えました。



【参加者の声】

・これまで私たちが外国の方を「〇〇人」という枠組みで考えていたが、これからの社会では通用しないことに気が付いた。
・自分が持っている思い込みに気づくことができた。

第3回 12月23日

「親子で挑戦！タイ料理」

タイの様々な文化に触れ、親子でタイ料理の「パッタイ&トムヤムクン」を作りました。講師の方や親子で交流しながら、みんなで楽しくいただきました。

【参加者の声】

・外国の文化を学びながら料理をすることができて、有意義な時間を過ごすことができた。
・親子だけでなく、他の参加者や講師の方々と交流することができた。



「違い」が社会の中で

私たちの社会は、国籍、人種、性別、年齢、経験、趣味嗜好などが異なる人で構成されています。共通点が多い人はいますが、親子であれば顔が似ていることもありませんが、誰一人として同じ人はいません。つまり、環境的な部分も含め、私たちは「違い」がなく、多様性の尊重が求められます。今回は、二つの多様性について考えてみましょう。

①性的多様性

国立社会保障・人口問題研究所の研究チームによる全国的な調査では、自分自身についてLGBTを含む性的マイノリティーと回答したのは、全体の3・5%で、就職や仕事に悩みを抱えやすいことが明らかになりました。性のあり方はグラデーションと言われます。顔や性格が違うように、性は人によって様々です。自分の周りにも、様々な性の人がいるという意識で行動しましょう。



②人種・民族の多様性

栃木県の在留外国人の数は、令和5年6月末現在で4万8千人以上で、前年増減率は5・5%になっています。この増減率は、全国でも高い値であり、今後も増加していくことが予想されます。

異なる民族が、そのルーツを保持したまま混ざりあう「サラダボウル」という考え方がありますが、今後は、「ステンドグラス」のように、それぞれが独自の色や形を持っていると同時に、集まることによって、個では成し得ない大きな絵を描いていく…、そんな考え方が大切ですね。



知っていますか?この言葉

“人権”というと、捉えにくいし自分には関係ないと思ってしまいかもしれませんが、よく耳にするパワハラやセクハラなどのハラスメントも人権侵害の一つです。

新しいハラスメントに定義される行為もありますが、次の言葉は知っていますか?

「ブラハラ」… ブラッドタイプ・ハラスメントの略で、血液型によって人の性格を判断して、差別的な言動をすることです。「A型だから几帳面だね」「やっぱりAB型の人が変わっているね」など、言われたことはありませんか?このように、無意識の思い込みによって発せられる言葉を“マイクロアグレッション（小さな攻撃性）”と呼びます。

「ジェンハラ」… ジェンダー・ハラスメントの略で、性別に基づく固定概念をもとにした嫌がらせや差別のことです。「家事は女の仕事でしょ」「男のくせに…」などの発言はこれにあたります。近年では特に LGBT※1の方へのジェンダーハラスメントが深刻になっています。

「パタハラ」… パタニティ・ハラスメントの略で、父性に対する嫌がらせのことです。育児休暇などを取ろうとする男性に対し嫌味を言ったり、妨害することがこれにあたります。育児は女性がするものという価値観が根強く残っていることが要因の一つです。



思い当たることがあるなあ。
みんな違って当然なのに、
決めつけていたのかも…

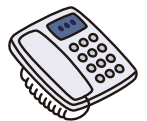


一人ひとりの立場や価値観を
認めていくことが、ハラスメント
予防にもなりそうだね。

※1…L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシャル）、T（トランスジェンダー）の頭文字を組み合わせた言葉。
Q（自身の性自認や性的指向が定まっていない方）も含んでいることが多い。

人権に関する相談窓口

「いじめられている…」「これって人権侵害?」そんな悩みや、困ったことがあるときに、相談できる機関があります。一人で悩まずに電話してみてください。



相談窓口	相談内容	電話番号	受付日時
みんなの人権110番	差別、虐待、パワハラなど様々な人権問題	0570-003-110	平日 8:30~17:15
子どもの人権110番	子どもに対するいじめ、虐待など	0120-007-110	
女性の人権ホットライン	女性に対するDV、セクハラなど	0570-070-810	
がいこくじんじんけんそうだん 外国人人権相談	外国人であることを理由とした不当な差別など	0570-090-911	平日 9:00~17:00
とちぎにじいろ ダイヤル	性的指向や性自認に関する悩みなど	028-665-8724	毎週第1・3金曜日 17:30~19:30

こども「じんけん」通信

令和6年3月 発行

「人権(じんけん)」って、誰かのことではない、みんなに関係すること…

「人権を尊重しよう」って
言われるけど、それはなぜ
なんだろう？

かんかえてみよう…



人権を尊重する

自分のことも、まわりの人の
ことも認め、大切にすること

「平和」はみんなの心の中に！

人間は、戦争をはじめとして、これまでに多くの失敗を繰り返して、そのたびに
よりよい国、よりよい社会を作ろうと努力してきました。

その失敗の原因のほとんどは、**お互いのことをよく知らない**ことでした。実は、
今でも、よく知らないことが理由でいろんな人権問題が起きています。

こうした問題をなくし、平和で幸せな世の中をつくるためには、**一人ひとりの心
の中に、「お互いを認め合う、他の人を思いやる、全体のきまりを守る」といった『人
権を大切に**する気持ち』がなくてはなりません。

だから、このような考え・気持ちを育てていくことが大切なので、
学校でも地域でもいろんな活動をとって『人権を尊重する』トレ
ーニングをしているのです。



コントロー先生



学校生活で『人権
を尊重すること』
がどのくらいでき
ているか確認して
みよう！

Check!



- ☐ まわりの人に明るくあいさつをしている。
- ☐ 友だちの名前を「さん」等をつけて呼んでいる。
- ☐ 遅れて来た友だちや、前の日に休んだ友だちにやさしく
声をかけている。
- ☐ 係の仕事に協力してとりくんでいる。
- ☐ 年下の子にやさしく接している。
- ☐ 友だちが間違えても、ひやかさない。
- ☐ 授業中の「話し合い」では、お互いの意見をよく聞いて、
違う意見も認めている。
- ☐ みんなで使うものを大切にしている。
- ☐ 困っている友だちがいたら助けている。
- ☐ 人はそれぞれ違うということに気づいている。
- ☐ 「男だから」「女だから」という理由で、役割を決めたり、
似合う色を決めたりしない。
- ☐ 誰かの意見に流されず、自分で考えるようにしている。

『人権を尊重する』場面って
こんなにあるんですね。
これ以外にもどんなことが
大切か考えてみましょう。



インターネットの人
権侵害は、最近増え
ていて、とても身近
で大きな問題になっ
ているんだ。
「ネット上だから大
丈夫！」って思っ
てないかな～？



考えよう！



インターネットの
人権侵害



インターネット上では…

- 直接会って話すよりも、お互いの感情がわかりづらく、誤解や
行き違いが起きやすくなる。
- 書き込まれたことや誰かの悪口などが、
どんな時間でもすぐに広がってしまう。
- 周囲の大人や先生が気づかない。



グループから外す、うその情報を書き込む、恥ずかしい画像を広める…
などの行為を軽い気持ちで行ってしまい、気づいたときには大きな問題になってしまう。

- ★ ネットに書き込みをする前に、よく考えよう。
 - ★ 冗談のつもりでも、相手を傷つけたり、追い詰めたりすることがあることに気をつけよう。
 - ★ 相手の立場になって、「こんなことをされたらどんな気持ちになるか」を想像しよう。
- 気を付けることは、日常生活と同じですね！ ネット上でも、自分も他の人もお互いが幸せ
になるような行動をしよう。



保護者の皆さま、地域の皆さまへ

「こども基本法」
ご存じですか？



「こども基本法」は、2023年4月に成立した法律です。第1条には、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの権利の擁護が図られ、誰もが幸せな生活が送れるよう、全てのこどものための法律であることが明記されています。

全てのこどもが、一人の人間として人権・権利を大切にされることがや差別をされないことが、基本理念の中心になっています。



わたしたちこどもには、
どんな権利があるの？

差別をうけないこと

愛されること

意見を表明し参加できること

表明した意見が尊重されること

平等に教育を受けられること

など、16個以上の権利があります。

「こども基本法」は、こどもを大切にするための法律です。それと同時に、こどもが自分自身に権利があることを学ぶことで、他のこどもや大人にも権利があり、お互いの権利を大切にすることを知らるためにも重要な法律です。

「こども基本法」を詳しく知りたい方は

こちら ⇒



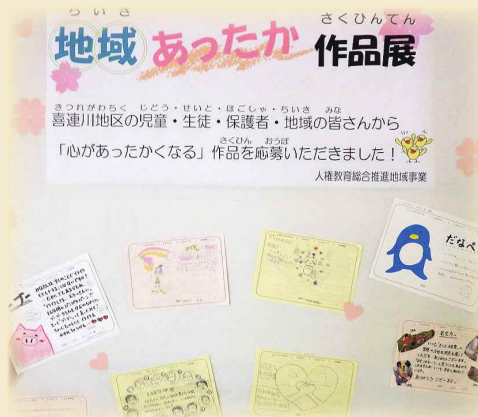
こども基本法動画
「おしえて！こども基本法」
出典：こども家庭庁
(<https://www.cfa.go.jp/aaa/>)
【参照 2024-02-26】



基本理念には、「家庭や子育てに夢をもち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」も示されています。親の役割と同様に、地域全体で子育てをサポートしていくこともさらに重要になってきますね。



「地域あったかじんけん作品展」を開催しました



児童・生徒・地域の方から**心があたたかくなる**ような作品を募集し、喜連川小学校のラウンジに展示しました。児童は“じんけんキャラクター”を考え、まわりの人に優しくすることや思いやりをもって接することの大切さに触れました。また、地域の方には、「一人一人を大切にすること」、「自分の命を大切にすること」などを表現したメッセージやポスターを応募いただき、改めて人権について考える機会となりました。

さらに、「喜連川社会復帰促進センター」と「(公社) 被害者支援センターとちぎ」にもご協力いただき、作品やパネルの展示を行いました。様々な境遇の方が互いに助け合って生きていくことの重要性を感じる作品展になりました。

あったか じんけん通信

令和6年12月 発行



今、改めて… 「拉致問題」を考える

令和6年8月9日、東京の浅草橋ヒューリックホールに、全国から約60名の中学生が集まりました。「拉致問題に関する中学生サミット」に参加するためです。栃木県からは、さくら市立喜連川中学校2年の永樂桜子さんが参加しました。

【永樂さんのコメント】

私はこのサミットで拉致被害者家族の話を聞き、とても胸が痛みました。拉致は決して許される行為ではないと強く感じました。



サミットでは、林内閣官房長官(当時)のあいさつの後に、拉致被害者家族会代表の横田拓也さんの講話が行われました。

中学1年生の時に、拉致被害に遭った横田めぐみさんの弟である横田拓也さんは、講演の中で、「一番恐れているのは、拉致被害があったことすら忘れられてしまうこと。現在進行形のみだ解決していかない問題で、我がことの視点で考えてほしい」と訴えました。

その後、永樂さんは、同じグループになった福井県・山口県・熊本県の中学生とともに、拉致問題について同世代にもっと関心をもってもらうためのCM劇を考えました。

私たちは、どれだけ拉致被害のことを理解しているでしょうか？突然、家族がいなくなる驚きと苦しみ、昨日まで隣にいた友だちに会えなくなる寂しさ…、考えただけでも心が苦しくなります。

「私たちにできること」はなんでしょう？ 参加した永樂さんの言葉を借りれば、「拉致問題を自分ごととして捉え、より多くの人に考えてもらうことが必要」ではないでしょうか。

拉致被害があったこと、それは未解決で未だに苦しんでいる人がいること、絶対に忘れてはなりません。

中学生が考えたCMは、12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間にあわせてテレビやSNSなどで放映予定です。昨年度のCMはこちらから視聴できます。

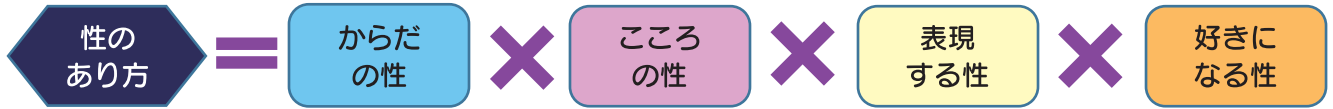


昨年度のCM「キャッチされないボール」
※Youtubeが再生されます

性の多様性について考える

3人の性別 分かりますか？

Aさん	Bさん	Cさん
①身体の性は女です。 ②自分のことを女だと思ってます。 ③動きやすい服が好きで、ズボンをよくはきます。 ④好きになるのは男性です。	①身体は女です。 ②私は男です。 ③服装はシャツにパンツスタイルが多いです。 ④好きになる人は女性です。	①身体の性は男です。 ②自分は男です。 ③休日には、スカートをはくこともあります。 ④好きになる人は男性だったり女性だったりします。



上の表では、性のあり方を決める要素を示しました。

- ① からだの性 = 身体的な性（生まれながらの生物学的な性）
- ② こころの性 = 性自認（自分の性別をどう認識するか）
- ③ 表現する性 = 後天的に身に付ける社会的な性（性別役割・性別表現）
- ④ 好きになる性 = 性的指向や恋愛対象

※このほかに、制度的性別（法律上・戸籍上）があります。

性のあり方は多様であり、一人ひとり異なるため、「性のあり方はグラデーション」とも言われます。

見た目や思い込みで、他の人の性のあり方を決めつけず、一人ひとりがもつ色を大切にしていきたいですね。

性や人権について正しく理解し、
誰もが自分らしく生活できる社会を
創っていきましょう！

笑いは
世界の共通語！

「さくら市人権落語・講演会」を開催！



「国境なき芸能団」の代表として、世界各国の学校や病院、施設等に笑いを届ける活動をしている、笑福亭鶴笑^{しょうふけい かくしょう}氏の落語と講演会を開催しました。

「みんな同じじゃなくてええやん。自分らしく生きたらええやん。」

「誰も傷つけないのが本当の笑い。」

そんな思いをもって活動する鶴笑氏の講演は、笑える日常の大切さに気付き、世界中で戦争や飢餓に苦しむ子ども達に想いをはせる機会となりました。

【参加者の声】

- ・「心の病は笑いでしか治らない」という言葉が心に残った。
- ・戦争は最大の人権侵害だと感じた。
- ・「国境なき芸能団」の活動が、素晴らしいと思った。
- ・世界中の人が、笑いながら自分らしく生きられる世の中にしていきたいと思った。





令和 7 年 3 月発行
栃木県さくら市教育委員会

